

14 防衛省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の 番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置 の分 類	措置 の 内 容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提 案 番 事 項 管	提案主体名	都道府県	制度の所 管・関係府 省庁
1420010	航空機騒音緩衝地域の 土地について、市町村 の無償自由使用を可 として有効活用するた めの規制緩和	国有財産法第18 条 防衛施設周辺の生 活環境の整備等に 関する法律第7条 防衛施設周辺の生 活環境の整備等に 関する法律施行令 第11条	周辺財産については、国 有財産法、防衛施設周辺 の生活環境の整備等に 関する法律に基づき、当該 財産の用途又は目的を妨 げない限度において、地 方公共団体に対しては、 無償使用許可を行って いる。		防衛施設周辺の生活環境の整備等 に関する法律第7条及び同法律 施行令第11条に基づく、地方公共 団体に「無償で使用させることが できる」土地の使用について、現行 では「①広場、②花壇、③種苗を育成 するための施設、④駐車場、⑤消防 に関する施設、⑥公共用施設の建 設に必要な資材又は機械器具を保 管するための施設」に限定されて いるが、施行令第11条に定める施設 の指定を緩和し、市町村の裁量に 応じた自由使用とすよう願いたい。 また、「国有財産法」、「行政財産 を使用又は収益させる場合の取扱い の基準について(通達)」による、使 用許可期間等の制限についても規 制緩和を願いたい。	・当該土地は、航空機騒音の緩衝地帯として、必要不可欠であるが、 使用用途が制限されているため、土地の有効活用の選択肢が非常に 狭くなっている。また、民間から国が買入れる土地は年々増加して おり、当該土地の固定資産税は減少しているが、固定資産税の代替的 性を有するとされている「国有提供施設等所在市町村助成交付金」は 年々、減額されており、基地所在市町村の財政を圧迫している。 ・国にとっても、緑地帯の除草作業ほかの維持管理コストとして、松島 基地周辺だけでも年間約1,000万円の財政支出を余儀なくされて いる。 ・土地の使用については、法の趣旨に基づく緩衝地帯としての機能を妨 げない「スポーツ施設」や、将来的には「農業生産施設」としての活用な ど、市町村の裁量により自由に使用できることとし、限りある国土の有 効利用と維持管理コストの削減、基地周辺住民に対する民生安定など 相乗的な効果が期待できる制度に改善されるよう提案する。	C	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律 第101号。以下「環境整備法」という。)5条第2項の規定により買入 れた土地については、国の行政目的を遂行するための物的手段であ り、国有の公物である行政財産として、その用途又は目的に従って適 正に管理しなければならない。 このことから、当該土地について、その用途又は目的に逸脱するよ うな形で、地方公共団体に対し自由使用させることは、制度上許容さ れていない。 他方、当該土地は、国有財産法(昭和23年法律第73号)及び同法 の特例規定である環境整備法第7条の規定に基づき、その用途又は 目的を妨げない限度において、地方公共団体に対し、無償で使用さ せることができることになっていることから、今後、提案主体からの個別 具体的な提案内容を踏まえ、無償使用の可否について検討すること としている。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度無 償自由使用について検討するとともに、現 行規定で無償使用ができる施設につい ては、どのような基準によって使用可能と しているのか、具体的に示されたい。 また、上記無償使用ができる施設につ いて、民間活力の導入による施設整備や指 定管理者制度の活用による維持管理を行 うことが可能か回答されたい。 あわせて、市町村の要望に基づき、国が 緩衝地帯において施設等を整備すること について検討されたい。	当該地は、本来、法令に基づき、国が整備 や適正な維持管理を行うよう定められて いる土地であるが、緑地帯その他の緩衝地 帯としての整備は進んでおらず、除草等の 維持管理も不十分で荒地化している現状 にある。 特区として規制緩和の特例措置を講じるこ とにより、民間活力の導入による整備や指 定管理的な維持管理推進の可能性が高く なるものと考えられるが、特区等の規制緩 和措置が講じられないのであれば、国によ る緑地帯等の緩衝地帯の整備を推進願 いたい。		1 0 2 6 0 1 0	東松島市	宮城県	財務省 防衛省	